弁護士 大関太朗の レターケーション

2023年3月号
Vol.110

ＷＢＣ

ＷＢＣはすごい盛り上がりでした。予選から決勝に至るまで侍ジャパンの強さが際立っていましたね。

最後の大谷選手とトラウト選手の対決があらかじめ決まっていて、そこから逆算してシナリオが組み立てられたんじゃないかと感じてしまうほど、日本人にとっては見事なストーリーでした。

過去の大会と比べても、日本人選手は相当レベルアップしていると感じました。何名かの日本人選手が、近い将来、メジャーリーグに挑戦すると思いますが、成功する確率はかなり高いと思いますので、今から待ち遠しいです。是非とも頑張ってもらいたいです。

ウェブカメラ

ＰＣがかなり重くなったのでやむなく新調しました。

新しいＰＣにはウェブカメラが内蔵されていなかったので、別途購入しました。購入の際は、商品数が多すぎてどれを選べばよいか判断できなかったので、ＹｏｕＴｕｂｅのレビュー動画をみて決めました。

さっそく、裁判のウェブ会議で使用してみましたが、画質がきれいでとても満足しています。

逸失利益

交通事故で怪我をしてしまい、治療をしたけれど残念ながら後遺症が残ってしまった場合に問題となります。後遺症が残ると生活に支障がでて、事故にあう前と比べて収入が減ったりします。これが逸失利益です。

そして、その後遺症の程度に応じて後遺障害の等級が定められており、等級に応じて労働能力喪失率が設定されています。事故前の収入をもとに事故時の年齢から６７歳まで働いた場合に得られるであろう収入を算出し、これに労働能力喪失率をかけると逸失利益を算出することができます。

個人事業の方だと、節税のために経費を多めにつけて、その分、所得を下げるケースがあります。これは納税の面ではよいかもしれませんが、逸失利益という観点からはおすすめできません。本当の所得はもっと多かったと主張したいかもしれませんが、いいとこ取りはできません。

取手駅前法律事務所

弁護士　大関 太朗
〒302-0004 取手市取手 2-10-15　ナガタニビル 5F
TEL 0297-85-3355　FAX 0297-85-3377
URL http://mo-law.net/
営業時間：9:00～18:00（平日）
土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介
大関 太朗

平成13年	早稲田大学商学部　卒業
平成18年	司法研修所入所
平成19年	弁護士登録（登録番号：３５５３８）
	東京弁護士会　安藤総合法律事務所　入所
平成23年	茨城県弁護士会へ登録換え
	眞鍋・大関法律事務所　開設
平成28年	取手駅前法律事務所　開設